

# 經濟論叢

第116卷 第5・6号

---

販売管理生成の前段階	橋本 勲	1
仕事場から「工場」へ	渡辺 尚	18
1924年、ライヒスマルクをめぐる ドルとスターリングの角逐	奥田 宏司	62
帝国主義形成期の資本輸出と貿易	中村 雅秀	88
特別預金制度と財政・通貨危機	鶴田 廣巳	111
<b>書 評</b>		
J. コッカ『戦時の階級社会——ドイツ社会史 1914—1918——』	大野 英二	140

經濟論叢 第115卷・第116卷 総目録

---

昭和50年11・12月

京都大學經濟學會

## 仕事場から「工場」へ

——「ラインラント・ベストファーレン公認住民録 (1833)」分析(1)——

渡 辺 尚

### I

「ラインラント・ベストファーレン公認住民録」<sup>1)</sup> 分析をさきにエルバーフェルト・バルメンについて試みたが<sup>2)</sup>、本稿ではこれに続き、ニーダーライン綿工業地帯4郡<sup>3)</sup>について同様の作業を行うことにする。ただし、分析の主眼はおのずから異ならざるをえない。

エルバーフェルト・バルメンについては、1830年代には絹をもっとも多量に用いていたとされる「絹織業」なるものが、実は、半絹織業＝絹綿交織業にほかならず、依然として綿が最重要の素材であったこと、ひいてはライン地方最大の繊維工業中心地を支えていたものは綿経済にほかならないことを明きらか

- 1) *Offizielles Adress-Buch für Rheinland=Westphalen zum Vortheil armer Kranken* herausgegeben von Rüttger Brüning, bearbeitet von Goswin Krackrügge, Elberfeld 1833. 2) ではこれを「ラインラント・ベストファーレン公認人名録」と訳したが、意味を一層明確にするため「住民録」と訳し直す。以下 *Adress-Buch* もしくは「住民録」と略記する。
- 2) 筆者稿「ブッパータールの「商人」——社会的分業の推進者たち——」『経営史学』第9巻第2号、1974年11月、所収および *Die Wuppertaler Unternehmer in den dreißiger Jahren des 19. Jahrhunderts, Eine Analyse des Adreßbuches von 1833 unter besonderer Berücksichtigung des Verhältnisses zwischen Baumwolle und Seide*. In: *Hokudai Economic Papers*, Vol. 3, 1972/3.
- 3) Kempen, Gladbach, Grevenbroich, Neuß の4郡 (Kreis)。これは現在のメンヘングラートバハ商工会議所およびノイス商工会議所の両管区を合わせたものに当る。1837年にグラートバハ郡商業会議所 (*Handelskammer des Kreises Gladbach*) として発足した今日のメンヘングラートバハ商工会議所はやがて隣接のグレーベンブローホ郡を編入し、さらにはノイス郡も組み入れて第二次大戦までは *Handelskammer Gladbach=Rheydt=Neuß* と称するまでにその管区を拡大したが、戦後前出の二商工会議所に分割された。 *Industrie- und Handelskammer zu Mönchengladbach, Lebendige Wirtschaft im Wandel zum Morgen. 125 Jahre Industrie- und Handelskammer zu Mönchengladbach*, Mönchengladbach 1963, S. 17f. の叙述を参照。

うに受けとめられはじめていたかを検討することでもある。それゆえ本稿で直接に問題となるのは、ドイツにおける工場制度の成立過程ではなく、工場概念の成立過程なのであり、これにドイツ綿工業の構造がどのように関わっていたかを、グラートバハ地域の例によって分析してみることにによって、ドイツにおける工場制度の特質を浮き彫りにしてみたいのである。

## II

エルバーフェルト・バルメン分析のときと同じように、まず4郡について繊維工業およびそれに関連する部門のすべての経営者名を「住民録」から抜き出すことから始める<sup>5)</sup>。ついでそれを群別して、各群ごとに経営者名と営業内容を「事情」の記載とつき合わせながら検討していきたい。

各自治体／部門ごとの経営者数を示してみると、第1表のようになる。

### (1) 綿 織 業

綿布のみを生産する業者数は57に上り、このうち48経営がグラートバハ郡に集中している。織物取引業・小売業を除けばもっとも経営数が多い。

ところで「住民録」の経営者名を「事情」のそれとつき合わせてみると第2

5) *Adress-Buch*, S. 328-353 (Kreis Kempen), S. 378-395 (Kr. Gladbach), S. 395-406 (Kr. Grevenbroich), S. 406-421 (Kr. Neuß). ケンベン郡は20の自治体 (Bürgermeisterei) から成り、面積6.86平方マイル、住宅数 (Privatwohnhäuser——これは世帯数に相当するとみなされよう) 8184戸、人口50,229人 (したがって1戸あたり6.1人) であった。このうち「住民録」への被収録者数は909名 (会社も含む—以下同じ) で、営業人口のほぼ1割が収録されていることになる。さらにこのうちで繊維業に関連するとみなされる者の数は204名、201経営で抽出率は22.7%である。

グラートバハ郡は14の自治体から成り、面積4.30平方マイル、住宅数7,541戸、人口46,142人 (1戸あたり6.1人) であった。「住民録」への被収録者数は634名で、営業人口のほぼ8%が収録されていることになる。これから216名 (200経営) を抽出した。抽出率は34.1%である。

グレーベンブローホ郡は15自治体から成り面積は4.18平方マイル、住宅5,405戸、人口31,368人 (1戸あたり5.8人)、このうち「住民録」に収録されたのは419名で営業人口のほぼ8%を収録している。これから66名 (62経営) を抽出した。抽出率は約16%である。

ノイス郡は15自治体から成り (Grefrath はケンベン郡の同名の自治体とは別のものである)、面積5.14平方マイル、住宅5,204戸、人口31,198人 (1戸あたり5.9人) であった。「住民録」への被収録者数は560名、営業人口のほぼ11%が収録されている。これからさらに107人 (経営) を抽出した。抽出率は約19%である。

以上4郡合わせて2,522名から593名 (570経営) を抽出した。

にすることにあつた。

しかしニーダーラインについては、このような分析視角はもはや不要であろう。グレートバハ郡を中心とするライン河左岸域は、いわゆる「ラインのマンチェスター」として、19世紀ドイツ綿工業の一大中心地であったことは周知だからである。それゆえこの地域の分析に際しては、当時のドイツ綿工業が到達した生産力水準を測定するための恰好の事例として、直接に経営形態の分析へと立ち入るべきであり、それは、1830年代という時代を考えれば、当然に工場制度の成立に焦点が合わせられなければならないということになる。

しかし、まさにこの点において「住民録」はほとんど何も語ってはくれないのである。もちろん同時代の他の史料によって補うこともある程度までは可能であるが<sup>4)</sup>、「住民録」を主な分析対象として採り上げるかぎり、経営形態そのものの立ち入った分析は断念せざるをえない。「住民録」を利用するにあたり、まずこの資料的制約に触れておく。

とはいえ、この資料上の制約はかえって、工場制度なるものを従来とは全く別の新しい観点から検討してみることの余地が残されていることを示唆している。それは工場制度の成立過程をいわば本質論的観点から、すなわち技術史的(機械化)にもしくは分業論的(協業化)に跡づけることに限る必要はないのではないかという反省を触発し、工場概念をより歴史的、もしくはより現象論的立場から把握し直してみることの可能性へと、われわれの関心を誘うのである。

このような観点から、本稿では「住民録」に“Fabrik”, “Manufaktur”, “Mühle”等の作業場を示す用語が当時の用語習慣において、実際にはどのような意味で、どの業種に、どれほどの頻度で使用されていたかということの検討に焦点を合わせたい。それは各種の経営形態が同時代人にあらためてどのよ

4) 本稿では「住民録」を補強する資料として、とくに Gerhard Adelman (Hrsg.), *Der gewerblich-industrielle Zustand der Rheinprovinz im Jahr 1836 Amtliche Übersichten*, Bonn 1967 を利用する。この史料については、筆者による紹介「G. アーデルマン編『1836年ライン州鉱工業事情・地区別統計』」『北海道大学・経済学研究』第23巻第3号, 1973を参照。以下本稿では“Zustand”もしくは「事情」と略記する。

表のようになる。「事情」では問題としている4郡のうちケンペン郡を除く3郡については経営者名が記載されず、とりわけグラートバハ郡については、この業種は「半絹・綿織物業」と一括されて包括的数値が載っているだけなので、綿織業者の集中しているグラートバハ郡については、「住民録」の記載内容を「事情」によって個別に確かめることはできない。

ケンペン郡については、Süchteln の S. Cohnen の営業内容が両者でくい違うこと、グレーベンブローホ郡 Elsen の Fr. Boelling & Comp. が「事情」では「綿紡績業」と記載されていることなどが目をひく。「住民録」によれば Elsen には紡績業経営は見当らないので、Boelling & Comp. の Baumwollenwaarenfabrik は単なる織物業経営ではなく、紡績工程も含んでいたことが推定される。

ところで「事情」によれば、Lobberich の Heythausen は織機85台、Gladbach の83経営は平均78台の規模であり、当時この地域の綿織業者は平均80台前後の織機を使用していたことになる。しかしこれが経営主の作業場に集中していたのではなく、「事情」で「一般に、織物業に従事する労働者は、Gladbach, Grevenbroich, Erkelenz, Kempen, Bergheim, Heinsberg の各郡に住んでいる」と注記されるように<sup>6)</sup>、この業種の支配的な生産形態は問屋制家内工業であったようである<sup>7)</sup>。しかも Erkelenz と Heinsberg とはアーヘン県、Bergheim はケルン県に属し(グラートバハ郡はデュセルドルフ県)、経営の所在地と生産現場とは往々にして所属県すら異にしていたことが注目される。

## (2) 綿・絹織業

綿のはかに絹も使用している経営数は、第3表にみるように22を数え、その

6) *Zustand*, S. 59.

7) このことはいわゆる Baumwollenwaarenfabrik が協業過程をまったく含まなかったということではない。紡績業が兼営される時、往々にしてそれは商号によっては明示的に示されないことがありえたようであり、Rheydt 域に経営の拠点を置いた Goertz & Endepohl, Elsen 川岸に水力作業場を設置した Friedrichs Boelling & Comp. の場合などが好例として挙げられよう。この点については Joachim Kermann, *Die Manufakturen im Rheinland 1750-1833*, Bonn 1972, S. 223-224 を参照。

第1表 織 維 関 連 業 者 数 一、覧

	綿織業	綿網織業	綿麻織業	絹織業	麻織業	毛織業	絹紡績業	羊紡績業	麻捻糸業	染捺色業	ト赤染業 ルコ	漂白業	靴下編業
1 Kempen	•		1	1									2
2 Sct Hubert													
3 Hüls			1							1			
4 Sct Thönisberg													
5 Oedt													
6 Vorst													
7 Sct Thönis													
8 Grefrath													
9 Süchteln	1	3		2						2			
10 Breyell						1							1
11 Lobberich	1												
12 Boisheim													
13 Dülken		1		1		2			5	1			
14 Burgwaldniel										2			
15 Kirchspiel- waldniel													
16 Kaldenkirchen			3										
17 Bracht													
18 Amern										2		3	
Sct Georg												2	
19 Amern										1		1	
Sct Anton												2	
20 Brügggen		1				1						(1)	
小 計	2	5	5	4		4			5	9		5 (6)	3
21 Gladbach	4	11			1		6			4	1	(1)	
22 Obergeburth	1												
23 Obernieder- geburth	2	1		1			3			6 (3)	2	5 (6)	
24 Unternieder- geburth	(1)						1						
25 Vierssen	14		1	2						2	(2)		
26 Neersen		1								2			
27 Schiefbahn										1			
28 Dahlen				1									
29 Odenkirchen	3		3				1			6		1	
30 Rheydt	24	4					2			7 (1)	1		
31 Korschenbroich													
32 Kleinenbroich													
33 Liedberg													
34 Schelsen													
小 計	48 (49)	17	4	3	2		13			28 (32)	4 (6)	6 (13)	

帽製造子業	機械器具業	石製造鹼業	織取引物業	織小売物業	糸取引業	糸小売業	小取引物業	小小売物業	原取引物業	原小売物業	石取引炭業	運送業	委託商業	その他	
	2		9						(1)					1	1
(1)				10					(1)					(1)	2
			5						(1)						3
			3						(2)						4
			5	1					(2)						5
	1		2	11					(2)						6
		1	15		3				(2)			13			7
			(2)						(8)						8
1			1				1					2		1	9
			(1)												10
			5						1						11
			5						1						12
	1		8	1				2	(8)						13
			15	1				1	1						14
2									(1)						15
		1	7					1	1			1		1	16
			4				2		(2)						17
		1	6	2											18
															19
1			1	3											20
			(2)												
4	4	3	86	29	3		2	5	13			16		3	小計
(5)			(89)	(31)			(4)		(36)					(4)	
	1		5		(2)				3			2	1	2	21
			(3)						(1)			1	(1)		22
												2			23
											1				24
	2		4	1	1				3	2	(1)	1			25
			(4)	1											26
			2												27
			2						6						28
	1		3	4	1										29
	1	(1)	(3)	1											30
			1	1			3				1		5	1	31
			(1)	2		(1)									32
															33
			1												34
	5	(1)	24	9	2	(1)	3		12	2	2	6	6	3	小計
			(35)		(4)				(13)		(3)		(7)		

	綿織業	綿網織業	綿麻織業	絹織業	麻織業	毛織業	絹紡績業	羊紡績毛業	麻織糸業	染捺色業	ト赤染業	漂白業	靴下編業
35 Grevenbroich										1			
36 Frimmersdorf													
37 Bedburdyk													1
38 Elsen	1												
39 Evinghoven													
40 Garzweiler	1												
41 Gustorf													
42 Hemmerden													
43 Hülschrath													
44 Jüchen			1							1			
45 Kelzenberg													
46 Neukirchen													
47 Wanlo													
48 Wevelinghoven													
49 Wickrath	4												
小計	6		1							2			1
50 Neuß	1		5			5		3		5			1
51 Zons													
52 Dormagen													
53 Nievenheim													
54 Heerd													
55 Büderich													
56 Kaarst													
57 Büttgen													
58 Glehn													
59 Grefrath													
60 Holzheim													
61 Norff													
62 Grimlinghausen													
63 Nettesheim													
64 Rommerskirchen										1			
小計	1		5			5		3		6			1
合計	57 (58)	22	15	7	2	9	13	3	5	45 (49)	4 (6)	11 (19)	5

注 小計の( )は他の業種に含ませられたものも算入した数字。

1~20: Kr. Kempen, 21~34: Kr. Gladbach, 35~49: Kr. Grevenbroich, 50~64: Kr. Neuß

帽製造業	機械器具製造業	石製造業	織引物業	織小売物業	糸取引業	糸小売業	小取引物業	小小売物業	原取材料業	原小売物業	石取引炭業	運送業	委託商業	その他	
	4		2	2											35
1			2	3											36
				1											37
			2	3											38
			2	1											39
		1	2												40
			(1)												41
			2			1									42
						1									43
				3				1							44
			1	2				(1)							45
															46
				3											47
			3	2											48
1		2	3					1							49
			3					1							
			3					(1)							
2	4	3	15	16		2		2	2						小計
			(16)					(3)	(3)						
3	3	1	11	7				2	6		11	2	1	4	50
			(3)	(1)					(1)			(1)			51
				2											52
				4											53
				2											54
											1			1	55
			(1)												56
				1											57
	1		1	1											58
			1	1											59
				1											60
											1				61
				2				1							62
				1											63
									5						64
									1						
3	4	1	14	21				3	11	6	13	2	1	5	小計
			(18)	(22)					(12)			(3)			
9	17	7	139	75	5	2	5	10	38	8	15	24	7	11	合計
(10)		(8)	(158)	(78)	(7)	(3)	(7)	(11)	(64)		(16)	(25)	(8)	(12)	

A

Süchteln

- 1 *Sal. Cohen*, Baumwollenwaarenfabrik

Lobberich

- 2 *Jak. & Quirin Heythausen*, Baumwollenwaarenfabrik  
(Associe: *Jak. Heythausen*, Guts- und Mühlen-  
besitzer)

Gladbach

- 3 *Gust. & Ludw. Cramer*, Baumwollenwaarenfabrik  
4 *Joh. Mich. Lensen*, Kattunfabrik  
5 *Richard Lungen*, Baumwollenwaarenfabrik  
6 *Wilh. Stein*, Kattunfabrik

Obergeburth

- 7 *Ferd. Heimanns*, Kattunfabrik

Oberniedergeburth

- 8 *Joh. Wilh. Schrick*, Kattunfabrik  
9 *A. Troost, Kaulen & Comp.*, Baumwollenwaarenfabrik  
und Färberei (Associe: *Abr. Troost*, Gemeinderath)

Unterniedergeburth

(*Wilh. Pongs*, Baumwollspinnerei und Baumwollen-  
waarenfabrik)

Vierssen

- 10 *Amandus Berger*, Baumwollenwaarenfabrik und Ellen-  
waarenhandel  
11 *Joh. Heinr. Berrischen*, Baumwollenwaarenfabrik  
12 *Braß & Hardegen*, Baumwollenwaarenfabrik  
13 *Eyring & Lingenbrink*, Baumwollenwaarenfabrik und  
Türkischrothfärberei  
14 *Math. Furmanns & Söhne*, Baumwollenwaarenfabrik

B

*Salomon Cohen*, Seiden- und Samtfabrik (他の4経営ととも  
に375-250)

*Jakob und Quirin Heythausen*, Baumwollfabrik (126-85)

- 15 *Gebr. Hangohr*, Baumwollenwaarenfabrik
- 16 *Joh. Heinr. Hoeges*, Baumwollenwaarenfabrik
- 17 *Jonas Leffmann*, Baumwollenwaarenfabrik und Ellenwaarenhandel
- 18 *Friedr. Lorentz*, Baumwollenwaarenfabrik
- 19 *Witwe, Jak. Muling*, Baumwollenwaarenfabrik
- 20 *Joh. Pferdengenes & Sohn*, Baumwollenwaarenfabrik
- 21 *Friedr. Adolph Schleicher & Sohn*, Baumwollenwaarenfabrik und Türkischrothfärberei
- 22 *Jak. Tommessen*, Baumwollenwaarenfabrik
- 23 *Th. Meyers*, Baumwollenwaarenfabrik und Ellenwaarenhandel

#### Odenkirchen

- 24 *Joh. Heinr. Bähren*, Baumwollenwaarenfabrik
- 25 *Joh. Pet. Mühlen*, Baumwollenwaarenfabrik
- 26 *Isaak Salomon*, Baumwollenwaarenfabrik

#### Rheydt

- 27 *Beines & Joebges*, Baumwollenwaarenfabrik (Associe: Jos. Joebges, Gemeinderath)
- 28 *Bütter & Heinzenberg*, Baumwollenwaarenfabrik (Associe: Ludw. Bütter, Gemeinderath)
- 29 *Adam Bresges. (Konrad's Sohn)*, Gutsbesitzer und Baumwollenwaarenfabrik
- 30 *Wilh. Clever*, Baumwollenwaarenfabrik
- 31 *Coenen & Keudel*, Baumwollenwaarenfabrik
- 32 *Joh. Fournell*, Baumwollenwaarenfabrik
- 33 *Goertz & Endepohl*, Baumwollenwaarenfabrik (Associe: Karl Goertz, Gemeinderath, Oehl- und Brantweinhandel, Mühlenpächter)
- 34 *Gebr. Goeters*, Baumwollenwaarenfabrik
- 35 *Wilh. Goeters*, Baumwollenwaarenfabrik

#### 83 *Halbseiden- und Baumwollfabriken* (12960-6480)

- 1 *Powerlooms Spinn- und Nesselweberei* (230-78, 1 Dampfmaschine v. 12 PK)

- 36 *Wilh. Heck*, Gemeinderath und Baumwollenwaarenfabrik
- 37 *Joh. Heinr. Hintzen*, Baumwollenwaarenfabrik
- 38 *Joh. Wilh. Jacobs*, Baumwollenwaarenfabrik und Spezereihandel
- 39 *Gebr. Junkers*, Baumwollenwaarenfabrik
- 40 *Heinr. Korn. Kautwertz*, Baumwollenwaarenfabrik
- 41 *Kopp & Thoenen*, Baumwollenwaarenfabrik
- 42 *Joh. Pet. Lambertz*, Baumwollenwaarenfabrik
- 43 *Wilh. Lenssen (Friedrich's Sohn)*, Baumwollenwaarenfabrik (Associe: Wilh. Mich. Lenssen Friedrich's Sohn, 2. Beigeordneter)
- 44 *Georg Heinr. Mettenius*, Gemeinderath, Baumwollenwaarenfabrik und Türkischrothgarnhandlung
- 45 *Mühlen & Kropp*, Baumwollenwaarenfabrik
- 46 *Joh. Pet. Nieper*, Baumwollenwaarenfabrik
- 47 *Joh. Heinr. Peltzer Söhne*, Baumwollenwaarenfabrik
- 48 *Joh. Heinr. Pferdmeniges & Sohn*, Baumwollenwaarenfabrik
- 49 *Wilh. Rentenbacher*, Baumwollenwaarenfabrik
- 50 *Gebr. Stein*, Baumwollenwaarenfabrik

#### Elsen

- 51 *Friedrichs Boelling & Comp.*, Baumwollenwaarenfabrik an der Elsener Mühle

#### Garzweiler

- 52 *Jak. Blittersdorf*, Baumwollenwfabrik, Tuch- und Kattunhandel

#### Wickrath

- 53 *Joh. Eduard Denhard*, Baumwollenwfabrik
- 54 *Offermann & Kamper*, Baumwollenwfabrik (Associe: Pet. Offermann, Gemeinderath)

1 *Baumwollspinnerei* in zwei Gebäuden (234, teils Erwachsene, teils Kinder—7 Assortiments Watertwist, 3 Handspinnereien)

1 *Baumwolltuchweberei* (8-4)

うち17経営がグレートバハ郡に集中している。

これを「事情」とつき合わせてみると、ケンペン郡5経営のうち3経営は経営者名が一致するが、「住民録」の Meier Binger は「事情」では David Binger に、Witwe J. J. Platzhoffs Erben が Jakob Platzhoff にそれぞれ変わっている。後者については経営の所在地はエルバーフェルトにあって、その代理人 (Faktor) の Aug. Schmitz が Brüggen で経営に当たっているとされており、問屋商人の経営活動がライン河の兩岸にまたがって行われていたことの一例である。ちなみに、「住民録」のエルバーフェルトの欄で Witwe J. J. Platzhoffs Erben には社員 (Associe) として Jak. Platzhoff の名が挙がっており、もしこれが「事情」の Jakob Platzhoff だとすれば、「事情」の段階では共同経営から自立して個人経営に移ったと考えられる。

総じてこの部門も問屋制度が支配的であったとみなされる。ただし Süchteln の Pet. Rath 経営の営業内容に Mühlenbandfabrik が挙げられていることが注目に値する。この場合の Mühle が何を意味するのかは不明だが、「事情」の Kaldenkirchen の Wb. Wilh. Hr. Lenssen の記載によって、生産性の高いリボン織機であったことが推定されるからである<sup>8)</sup>。

### (3) 綿・麻織業

これは第4表に示されるように15経営を数える。「事情」

8) Zustand, S. 66-67. 「住民録」も「事情」も営業内容 Band- und Schnürriemenfabrik という表示は一致している。「事情」によると 19 Bandmühle を使用、60人を雇用；1台あたり平均日産量は 1000 Ellen とある。なおこのリボン織機はいわゆる“Riementisch”を指すのではないかと考えられる。川本和良『ドイツ産業資本成立史論』1971年、未来社、66ページを参照。

注(1) Aは「住民録」から、Bは「事情」からそれぞれ採録したものの、以下同じ。ただしトルコ赤染業については「事情」には4郡のどれにも記載はない。  
 (2) Bの経営内容の後のかっこ内の数値は左側が労働者数、右側が織機数を示す。以下同じ。なお右側の\*は労働手段に関する記載が欠けていることを示す。

55 Pet. Rheyd, Baumwollenwaarenfabrik  
 56 Abr. Siebel, Baumwollenwaarenfabrik

Neuß

57 Diétr. Bremenkamp, Stadtrath, Baumwollenwaarenfabrik

第3表 綿・絹織業者名簿

A

Stüchteln

- 1 *Dietr. Adams*, Halbseiden- und Baumwollenwarenfabrik auch Farbwarenhandel
- 2 *Meier Binger*, Seiden-, Halbseidenwaren-, Barchent-, Velbel-, Flanell- und Sayettfabrik
- 3 *Pet. Rath*, Seiden- und Halbseidenwaren-, Velbel-, Sammet- und Mühlenbandfabrik

Dülken

- 4 *Joh. Cornely*, 2. Beigeordneter, Baumwollen- und Halbseidenwarenfabrik, Manufaktur- und Kolonialwarenhandel

Brüggen

- 5 *Witwe J. J. Platzhoff's Erben*, Fabrik in Seidenplüsch, Halbseiden- und Baumwollenbändern in Elberfeld (Faktor: Aug. Schmitz)

Gladbach

- 6 *Joh. Beines*, Halbseiden- und Baumwollenwarenfabrik
- 7 *J. P. Boelling & Croon*, Seiden-, Halbseiden- und Baumwollenwarenfabrik
- 8 *Franz Brands*, Halbseiden- und Baumwollenwarenfabrik
- 9 *Karl Busch*, Halbseiden- und Baumwollenwarenfabrik
- 10 *Franz. Herm. Charles*, Stadtrath, Halbseiden- und Baumwollenwarenfabrik
- 11 *Joh. Pet. Pauen & Kaulen*, Baumwollen- und Halbseidenwarenfabrik (Associe: Kasp. Th. Kaulen)
- 12 *Pet. Wilh. Lungen*, Halbseiden- und Baumwollenwarenfabrik

B

*Diedrich Adams*, Baumwollwarenfabrik (30-20)

*David Binger*, Halbseidenwaren-, Seiden und Saintfabrik (他の4経営とともに405-270)

*Peter Rath*, Halbseidenwaren-, Seiden-, Samt- und Samtbandfabrik (他の4経営とともに505-370)

*Johann Cornely*, Seiden- und Baumwollfabrik (他の2経営とともに390-300)

*Jakob Platzhoff*, Plüschfabrik (146-120)

- 13 *Dav. Metzger*, Halbseiden- und Baumwollenwaarenfabrik und Ellenwaarenhandel
- 14 *Gebr. Pferdenges*, Halbseiden- und Baumwollenwaarenfabrik
- 15 *Mauritz Plücker*, Halbseiden- und Baumwollenwaarenfabrik
- 16 *Wilh. Prinzen*, Stadtrath, Notabler des Handelstandes, Halbseiden- und Baumwollenwaarenfabrik und Kolonialwaarenhandlung

#### Oberriedergeburt

- 17 *M. Lambertz, Mai & Comp.*, Halbseiden- und Baumwollenwaarenfabrik

#### Neersen

- 18 *Pet. Adam Bohnen*, Halbseiden-, Baumwollen- und Halbleinenwaarenfabrik

#### Rheydt

- 19 *Dilthey & Comp.*, Seiden- und Baumwollenwaarenfabrik
- 20 *Gebr. Drissen*, Seiden- und Baumwollenwaarenfabrik (Associe: Pet. Drissen, Gemeinderath)
- 21 *Schulte & Friedrichs*, Seiden- und Baumwollenwaarenfabrik (Associe: Friedr. Arn. Schulte, Joh. Pet. Friedrichs, Gemeinderath)
- 22 *Wilh. Peltzer & Jonathan Lohr*, Seiden- und Baumwollenwaarenfabrik (Associe: Jonathan Lohr; Wilh. Peltzer, Gemeinderath)

第4表 綿・麻織業者名簿

A

B

Kempen

1 *Scheuten & Classen*, Siamoisenfabrik

Hüls

2 *Adam Joch*, Hut- und Siamoisenfabrik, Winkel in Spezereiwaaren

*Adam Joch*, Siegellackfabrik

Kaldenkirchen

3 *Joh. Bernh. Poensgen*, Gemeinderath und Siamoisenfabrik

*Joh. Bernh. Sönsgen*

4 *Friedr. Wilh. Poensgen*, Siamoisenfabrik

*Friedr. Wilh. Sönsgen*

5 *Symons & Comp.*, Siamoisenfabrik

*Symons u. Comp.*

} Siamoisenfabriken (250-200)

Vierssen

6 *Chr. Mengen*, 2. Beigeordneter, Baumwollen-, Leinen- und Haarstoffenfabrik und Ellenwaarenhandel

Odenkirchen

7 *Gebr. (Friedr. & Heinr.) Moras*, Siamoisenfabrik

8 *Gebr. (Gottfr. Wilh. & Chr.) Vohwinkel*, Siamoisenfabrik

9 *Friedr. Wiedemann & Chr. van Eycken*, Siamoisenfabrik

Jüchen

10 *Korn Lindgens*, Siamoisenfabrik

1 *Fabrik von baumwollenen Waren* (110-80)

Neuß

11 *Joh. Heinr. Elfes*, Stadtrath, Siamoisenfabrik und Ellenwhandel

5 *Siamoisenfabriken* (236-118)

12 *Frings & Frohwein*, Siamoisenfabrik

13 *Herm. Koch*, Siamoisenfabrik

14 *Nathan Ochse*, Siamoisenfabrik

15 *Samuel Pollitz*, Fabrik und Winkel in Siamois

では、グラートバハ郡についてシアモーゼン生産の欄はなく、この業種も「綿・半絹織業」の欄に一括されている<sup>9)</sup>。ケンペン郡については、「事情」では Scheuten & Classen が消え、また Adam Joch が封蠟製造 (Siegellackfabrik) と記載されている。これは事実転業したのか、「住民録」あるいは「事情」のいずれかが誤記であるのかは判らない。また Kaldenkirchen の Poensgen が「事情」では Sönsngen になっているが、これはおそらく Poensgen の誤りであろう。

Jüchen と Neuß については、「事情」には経営主の記載はないが、経営数については「住民録」と一致するので対応するとみてよいであろう。Jüchen では80台、Neuß では平均24台の織機を使用していることになるが、これも基本的には間屋制家内工業であったと推定される。

#### (4) 絹織業

これに入れられるのはケンペン郡に4、グラートバハ郡に3、計7経営である。表出は省略するが、ケンペン郡については、2経営が「事情」と一致し、1経営が「事情」では会社経営から個人経営に変わっている。グラートバハ郡については、「事情」には経営者名が記載されていないが、経営数では一致する。

ところで1経営あたりの平均織機台数は地域によって70~275台とばらつきがあるが、この数値自体、支配的な生産形態が家内工業であることを示唆している。ただし、Süchteln の Joh. Heinr. Offermanns Erben と Dülken の Basse & Overweg はともに Mühlenband を生産しており、リボン織業における機械化の進展が窺える。

#### (5) 毛織業

9) Siamoisien は18世紀の後半ライン地方でその生産が開始された当初は、麻綿交織物として独自の業種を形成したようであるが、この時代には平織綿服地の一品目としてみなされるようになっていたようである。「綿乎織品目—ジャモーゼン、ナエラセ、家具用綿布、薄地の衣服地—は年々急速にかつ著しく減少している。その結果8年前には [1834年] また織布工の大部分を就業させていたこれらの品目はまったく消え失せてしまうかにみえる」Industrie- und Handelskammer zu Mönchengladbach, *Acten betreffend; Jahresbericht nebst den darauf ergangenen Ministerial-Reskripten pro 1838 bis incl 1848. (pro 1842)*.

これはケンペン郡に4, ノイス郡に5, 計9経営を数えるが, グラートバハ郡には皆無であることが特徴的である。ケンペン郡4経営のうち3経営は「事情」と一致するが, Dülken の Jak. Egidy, Haarstofffabrik und Manufakturwarenhandel は「事情」では Haarstoff und Baumwollfabrik と記載され, この営業内容の対応から, 後にあらためて問題にするように Manufakturwaren が綿製品も含むことの一つの例示としてよいだろう。

Neuß については Leop. Kortzen と Steph. Stockebrandt の2経営が Walkmühle を経営しているが, 製氈工程には Mühle という用語が使われていることが注目に値する。「事情」では Walkmühle は1経営に減っているが, 明きらかに水力(6馬力)を利用していることが示されているからである。

なお Breyell の Math. Ant. Cormely と Dülken の Gottfr. Forder の2経営はともに Sayett- und Flanellfabrikant<sup>10)</sup> であるが, 「事情」では両者ともに紡績業も経営しており, しかも労働者数は38~40人と, 機械化のみならず協業化の進行もうかがえる。

## (6) 麻織業

これに含ませうるのはわずかにグラートバハ郡の2経営だけ (Jak. Kühnhaus, Leinbandfabrik und Handel および Tobias Widenmann, Damastfabrik)<sup>11)</sup> であるが, 「事情」では同じグラートバハ郡に4 Damast- und Gebildfabriken と記載され, さらに ca. 100 Leinenwebereien が挙げられ「これらは個人的需要に応じる賃織工 (Lohnweber) だけから成り, Fabrikanstalt とはみなされない」との注記が施されている。なお1 Damastfabrik あたり8台の織機を使用しているが, 経営形態については不明である。いずれにせよ, 綿織物業と較べると経営規模は比較的小さかったようである。

10) Sayettgarn は短い梳毛を原料とする半梳毛糸 (Halbkammgarn) をいう, *Meyers Lexikon* 7. Aufl. Bd. IV, Leipzig 1926, の“Garn”の項参照。

11) ダマスト織の素材は当時通例麻であったようである。「卓布・ナブキン等に用いられる麻ダマストは, ライン地方に関する限り, メンヘングラートバハ, フィアゼン, ライトで最上のものが生産された」(J. Kermann, *a. a. O.*, S. 267)。

## (7) 紡績業

これは第5表に示されるようにグラートバハ郡に集中しており、経営数は13である。まず「事情」とつき合わせてみよう。これによるとグラートバハ郡に15、グレーベンブローホ郡に1、計16経営で「住民録」より3経営多い。

ところで紡績機については、グラートバハ郡15経営がミュール、スロックスル、ジェニー<sup>12)</sup>合わせて33476錠<sup>13)</sup>、1経営あたり平均2232錠を使用しており、標準規模は2000錠程度であったとみなしてよからう。ただしその使用機種別平均錠数はミュール 660、スロックスル 110、ジェニー1350錠で、錠数比は6:1:12となる。生産量比は4:1:10となり、ジェニー紡糸がなお全生産量の2/3を占めていたことは、グラートバハ綿紡績業における機械化の限界を示すものといえよう。

なお全経営が三機種とも使用していたのか、それとも経営によって使用機種の組合せが異なったのかは不明である。「事情」で *Elsen* の1経営について *7 Assortiments Watertwist*, *3 Handspinnereien* と記載されているが、水力使用であることは疑いを入れないとしても、使用紡績機がスロックスルかミュールかの区別はできない。

動力についてはスロックスルはもちろん、ミュールも主として水力を用いていたことは十分推定される場所であるが、蒸気力については、「事情」では3蒸気機関の使用が、「住民録」では *Rheydt* の *Lenssen & Beckenbach* 経営についてのみ蒸気力利用が確認できるだけである。ただこの場合興味深いのは、営業内容が *Spinnerei und Dampfmühle* と記載されていることで、紡績業に蒸気力が利用されている場合にでも、動力発生装置が紡績作業場と切り離されて扱えられ、しかも *Mühle* という用語が当てられる例があることである。と

12) いわゆる *Handmaschine* がジェニー紡績機を指すものであることは *H. Busch, Zur Technik u. Geschichte der Baumwoll-Handspinnerei des M. Gladbacher Bezirkes (1800-1860)*, *M. Gladbach* 1909, S. 3 を参照。

13) これは2年後の1838年には19経営32233錠とされている。 *Mitteilung der Handelskammer zu M. Gladbach* 1. Jg. Nr. 5, *M. Gladbach* 27. Juni 1908, S. 9.

第5表 綿紡績業者名簿

A

Gladbach

- 1 *Friedrichs Boelling & Comp.*, Baumwollspinnerei und Mühlenbes. (Associe: J. P. Boelling, Stadtrath, Landtagsdeputirter, Notabler des Handelstandes)
- 2 *Gebr. Busch (Math. & Chrn.)*, Kommissionsgeschäft, Kattunhandel und Baumwollspinnerei (Associe: Math Busch, Stadtrath)
- 3 *Gebr. Croon*, Twisthandel und Baumwollspinnerei
- 4 *Ant. Lambertz* (Chrn's Sohn), Baumwollspinnerei
- 5 *Ant. Lambertz* (Johannes Sohn), Baumwollspinnerei
- 6 *Jak. Lambertz*, Baumwollspinnerei

Oberniedergeburth

- 7 *Wilh. Heintr. Busch*, Baumwollspinnerei
- 8 *Heintr. Ant. Horn*, Baumwollspinnerei
- 9 *Pet. Moerschel*, Gemeinderath und Baumwollspinnerei

Unterniedergeburth

- 10 *Wilh. Pongs*, Baumwollspinnerei und Baumwollenwaarenfabrik

Odenkirchen

- 11 *Wilh. Chrn. Goeters*, Bürgermeister, Baumwollspinnerei und Fruchthandel

Rheydt

- 12 *Lessen & Beckenbach*, Spinnerei- und Dampf-mühlenbesitzer (Associe: Joh. Heintr. Beckenbach, Gemeinderath, Handlung in Ellenwaaren)
- 13 *Lessen-Peuchen*, Baumwollen- und Strickgarnfabrik, Seifensiederei und Kouleurenfärberei (Associe: Friedr. Wilh. Lessen, Gemeinderath)

B

14 *Baumwollspinnereien*

- 1151 Arbeiter  
 2 Dampfmaschinen (7 u. 11 PK)  
 Spindeln Mule 9260 (1 鍾あたり年産 Nr. 20 を 32 Pfd.)  
 Ketten 1570 (1 鍾あたり年産 Nr. 10-16 を 48 Pfd.)  
 Handmaschinen 18946 (1 鍾あたり年産 Nr. 8-14 を 40 Pfd.)

1 *Powerlooms Spinn- und Nesselweberei*

- 230 Arbeiter  
 1 Dampfmaschine (12 PK)  
 78 Stühle, 3700 Spindeln

**Elsen** [Kreis Grevenbroich]

- 1 *Baumwollspinnerei* in zwei Gebäuden  
 234 Arbeiter, teils Erwachsene, teils Kinder  
 7 Assortiments Watertwist  
 3 Handspinnereien

まれ水力、蒸気力が利用されている限り、Handmaschine=ジェニー紡機は家内工業的に使用されていたとしても、綿紡績業では労働力の集中がもっとも進んでいたとみることができよう。

ここで後出の論点との関連で、綿紡績業は織物業とどのような関係を持っていたかを、経営ごとに少し立ち入って検討しておきたい。

- ① *Friedrichs Boelling & Comp.* これはグレーベンブローホ郡 Elsen で Baumwollenwarenfabrik an der Elsenermühle も経営しており、したがって Mühlenbesitzer の Mühle とは Elsen のそれを指すのであろう。さらに J. P. Boelling は第2表で見たように、同じ Gladbach に Croon とともに綿・絹・半絹織物生産のための会社も経営している<sup>14)</sup>。Elsen および Gladbach の織物経営がこの紡績場から原糸を供給されていたことは疑いを入れない。
- ② *Gebr. Busch* これは更紗販売と委託商業とを兼業しており、織物生産への関与が示唆されているが、第3表で見た Gladbach の半絹・綿織業者 Karl Busch との関係が検討に値しよう。
- ③ *Gebr. Croon* すでにみたように、Croon は Boelling とともに絹・半絹・綿織物生産も手がけている。
- ④ *Lambertz* 同姓の3紡績業者は、第2表に表出する Rheydt の綿織業者 Joh. Pet. Lambertz および第3表に表出する Oberriedergerburth

14) 1837年に創立されたグラートバハ郡商業会議所会頭を創立以来十年間勤め上げた Johann Peter Boelling は1773年エルバーフェルトに生まれ、1798年に M. グラートバハに移って、J. P. Boelling を創設した (*Mitteilungen*, S. 27)。他方 Quirin Croon は1788年 Hückelhoven (Kr. Heinsberg) に生まれた (*Mitteilungen* では1794年 M. グラートバハ生れ)。1816年弟の Theodor とともに綿・絹織物生産と綿米取引とを兼業する Gebr. Croon を創立、20年代には集中作業場経営 (Geschlossener Betrieb) に移行 (紡績工程の導入であろう)。住居に接して Fabrik 設立、30年代にはいと J. P. Boelling と合併して Boelling & Croon に移行、しかし間もなく Boelling が経営から手を引いたので、再び Gebr. Croon の旧名に復した。Kurt Apelt, Quirin Croon, In: *Rheinisch-Westfälische Wirtschaftsbiographien* Bd. IV, Münster 1941, S. 49, 53-54。この記述と「住民録」に Friedrichs Boelling & Comp., Gebr. Croon, Boelling & Croon の3経営が併記されていることは矛盾するが、織布専門の新会社を設立して織布工程の経営はそれに代行させたということか？

の綿・半絹織物業者 M. Lambertz, Mai & Comp. との関係が考えられる。

- ⑤ *Wilh. Heinr. Busch* これは前出の Gladbach の Gebr. Busch と関係があろう。
- ⑥ *Wilh. Pongs* これが紡織業を兼営していたことは明きらかである。
- ⑦ *Wilh. Chr. Goeters* は第2表に出ている Rheydt の綿織業者 Gebr. Goeters および Wilh. Goeters との関係が考えられる。
- ⑧ *Lessen & Beckenbach* は共同経営者の一人 J. H. Beckenbach が織物取引を行っているところから、直接に織物生産に関与していることが推定されるが、さらに第2表に出てくる同じ Rheydt の綿織業者 Wilh. Lessen Friedrich's Sohn との関係も考えられよう。
- ⑨ *Lessen=Peuchen* 同様に Lessen 家の織物業との関係が考えられる。

以上、綿紡績業経営13のうち11までが、直接織物業を兼営するか、共同経営者の一人が独自に織物業に関与するか、姻戚の中に織物業者を見出すかしていたことが示された。織物業関与の推定のための手がかりがさしあたり見出されないのは、Oberniedergerburth の H. A. Horn と P. Moerschel との2例にすぎない。綿紡績業が全体として織物業と直接間接に人的関係を持っていたことは、グラートバハ郡で生産された綿糸の販路を示すものであるといえよう。

### (8) 羊毛紡績業

これは Neuß に3経営を数えるのみであるが、「事情」ではさらに2経営に減っている。このほか前出のように Neuß には毛織物業経営が5あるが、経営者名は紡績業者名と一致しない。したがって Neuß では紡織兼営の例は見出されない。とまれ「事情」によれば、2紡績業者が6 Assortiments で50人の労働者を雇用しており、ここでも機械化と協業化の進展は否定できない。

### (9) 撚糸業

これは5経営を数えるが、すべて Dülken に集中している。「事情」の記載によってすべて麻撚糸業であることは明きらかだが、「事情」では4経営に減

っているが、会社経営はかえって増えている。このうち3経営は紡績工程に平均480人の女子紡績工、撚糸工程で平均30名を使用しており、さらに別記された Königs & Bücklers 経営は30名の撚糸工、300名の紡績女工を雇用し、1.5馬力の蒸気機関1基を設置している。この多数の紡績女工が経営者の作業場に集中せしめられていたか否かについては問題が残るとしても、麻の場合も、綿、羊毛と並んで紡績・撚糸工程において協業化が進んでいたことは十分窺えよう。

なおこの業種における作業機については「事情」も触れていないが、後出する Rheydt の Friedr. Schrey の営業内容が Eisenwaarenhändler und Zwirummaschinenmacher とされているところから、すでにこの地域の内部で生産される撚糸機を使用していたことは十分考えられるところである。

麻の場合に問題として残るのは、Dülken に生産性を高めた紡績＝撚糸業経営が集中していながら、Dülken あるいはその周辺にこれに見合う麻織物業・半麻織物業経営を見出せないことである。この点が綿紡績業の場合と異なるところであり、後に見るように Fabrik 概念の適用とも関連するであろう。

#### (10) 染色・捺染業

これにはいるのは紡績業等と兼営されるものまで含めると、第6表にみるようにケンペン郡9、グラートバハ郡32、グレーベンブローホ郡2、ノイス郡6、計49経営を数える。経営数が多いばかりか、比較的全地域に拡散している業種である<sup>15)</sup>。

これに対して「事情」では、Süchteln に染色業者、捺染業者がそれぞれ2名、計4名が記載されているだけである。「住民録」と「事情」とで記載内容がもっともくい違う業種であるが、それはこの業種に属する経営の大部分が小規模

15) この業種で目につくのは Blaufärber が13例も見出せることで、染色業の中でも捺染と青染とがとりわけ重要であったようである。ただしこの青染が糸染か反染か、トルコ赤染のように特定の素材に結合していたかどうかの検討が一つの問題点であろう。というのも「これまでと同様に昨年も綿ズボン生地は当郡の生産物の中で首位を占め、これによって労働者の大多数と染物業とが仕事を得た」(Jahresbericht der Handelskammer des Kreises Gladbach pro 1843) という指摘から窺えるように、青染業はズボン地生産と強く結びついていた可能性があり、青染ズボン地の用途如何はグラートバハ綿織業の性格把握に直接関連してくるからである。

第6表 染色・捺染業者名簿

A

B

Hüls

- 1 *Eng. Mauritius*, Seiler, Blaufärber und Winkelier in Ellenwaaren

Stüchteln

- 2 *Dupont & Hoeninghaus*, Seidenfärberei

*Dupont et Höninghaus*, Färberei (他の1経営とともに7—\*)

- 3 *Joh. Pet. Pauly*, Drucker und Blaufärber

*Joh. Peter Sauly*, Druckerei (他の1経営とともに5—\*)

Dülken

- 4 *Joh. Mich. Gierlings*, Leinwand- und Kolonialwaarenhandel, Färberei und Druckerei

*Mathias Gierlings*, Seiden- und Baumwollfabrik (他の2経営とともに390—300)

Burgwaldniel

- 5 *Gottfr. Gollers*, Färberei und Druckerei

- 6 *Joh. Lentzen*, Färberei und Druckerei

Amern Sct Georg

- 7 *Friedr. Bauten*, Gemeinderath und Blaufärber

- 8 *Friedr. Thevissen* (modo Bauten), Blaufärberei, Druckerei, Winkel in Spezerei- und Ellenwaaren

Amern Sct Anton

- 9 *Wilh. Heinr. Schoppen*, Blaufärberei, Winkel in Wollentuch und Spezereiwaaren

Gladbach

- 10 *Dan. Ludw. Biermann*, Blau- und Kouleurenfärberei

- 11 *Wilh. Bornefeld*, Schönfärberei, Band- und Karkassenfabrik

(2 Karkassenfabriken 33—\*)

- 12 *Witwe Pauls*, Bleicherei- und Zeugdruckerei

- 13 *Georg Wilh. Zenke*, Färberei

Oberniedergeburch

- 14 *Jak. Greeven*, Kouleurenfärberei und Druckerei

- 15 *Th. Greeven*, Kouleurenfärberei und Druckerei
- 16 *Phil. Lenzen*, Bleicherei- und Kouleurenfärberei
- 17 *Joh. Pesch*, Kouleurenfärberei
- 18 *Abr. Roeder*, Kouleurenfärberei
- 19 *Pet. Schulze*, Kouleurenfärberei und Zeugdruckerei  
(*Heinr. Boelling*, Türkischroth- und Kouleuren-  
färberei)  
(*Pet. Deussen & Dupont*, Türkischroth- und Seiden-  
färberei)  
(*A. Troost, Kaulen & Comp.*, Baumwollenwaaren-  
fabrik und Färberei)

**Vierssen**

- 20 *Stephan Krupp*, Kattunfärberei
- 21 *Joh. Friedr. Wilh. Paulus*, Seidenfärberei

**Neersen**

- 22 *Gerh. Bergmann*, Drucker und Blaufärber
- 23 *Pet. Spelthahn*, Drucker und Blaufärber

**Schiefbahn**

- 24 *Jos. Ackers*, Gemeinderath, Drucker und Blaufärber

**Odenkirchen**

- 25 *Friedr. Feltmann*, Blaufärberei
- 26 *Joh. Jos. Goertz*, Gemeinderath, Kouleurenfärberei
- 27 *Joh. Heinr. Kamphausen*, Kouleurenfärberei
- 28 *Wilh. Kollenbnsch*, Kouleurenfärberei
- 29 *Pet. Wilh. Kropp*, Kouleurenfärberei
- 30 *Joh. Heinr. Laufs*, Kouleurenfärberei

**Rheydt**

- 31 *Gebr. Büschgens*, Kouleurenfärberei
- 32 *Witwe Joh. Essers*, Kouleurenfärberei
- 33 *Dietr. Keller*, Gemeinderath und Färber
- 34 *Gerh. Meissener*, Kouleurenfärberei

- 35 *Gehr. Mühlen*, Seiden- und Baumwollenfärberei  
(Associe: Joh. Mühlen)
- 36 *Karl Ruhrberg*, Spezerei- und Ellenwaarenhandel,  
Druckerei und Färberei
- 37 *N. Spelten*, Kouleurenfärberei  
(*Lenssen-Peuchen*, Baumwollen- und Strickgarnfabrik,  
Seifensiederei und Kouleurenfärberei)

### Grevenbroich

- 38 *Adam Spies*, Blaufärberei und Druckerei

### Jüchen

- 39 *Joh. Wilh. Längen*, Druckerei und Färberei

### Neuss

- 40 *Mich. Jos. Heck*, Blaufärberei und Spezereiwaaren-  
handel
- 41 *Joh. Peschges*, Winkelier in Spezereiwaaren und  
Färber
- 42 *Th. Weber*, Blaufärberei und Ellenwaarenhandel
- 43 *Wilh. Wild*, Färberei und Druckerei
- 44 *Mart. Wild*, Färberei und Ellenwaarenhandel

### Rommerskirchen

- 45 *Pet. Clemens*, Manufakturwaarenhandel, Schenkwirt-  
schaft und Blaufärberei

## 第7表 トルコ 赤染業者名簿

### Gladbach

- 1 *Joh. Wilh. Brinck*, Stadtrath, Garnhandel und  
Türkischrothfärberei

### Oberniedergeburch

- 2 *Heintr. Boelling*, Türkischroth- und Kouleurenfärberei
- 3 *Pet. Deussen & Dupont*, Türkischroth- und Seidenfär-  
berei (Associe: Joh. Pet. Deussen, Gemeinderath)

### Vierssen

- (*Eyring & Lingenbrink*, Baumwollenwaarenfabrik  
und Türkischrothfärberei)
- (*Friedr. Adolph Schleicher & Sohn*, Baumwollen-  
waarenfabrik und Türkischrothfärberei)

### Rheydt

- 4 *Köhler & Braß*, Türkischrothfärberei

経営として、「事情」採録基準を満さなかったからであろう。事実, Stüchteln の 4 経営は合計12名の労働者を雇用しているだけであり、少なくともトルコ赤染業をのぞく染色業では、協業化はほとんど進んでいなかったとみるべきだろう。

#### (11) トルコ赤染業

綿糸染色であるこの業種には、兼業として営まれるものを含めても、第7表に示されるように6経営を数えるのみである。しかしそのうち4経営が会社形態をとっており、会社化=資本集中は他の染色業分野より相対的に進んでいたようである。もっとも「事情」にはこの業種は記載されておらず、経営形態を探る手がかりは与えられていない。

#### (12) 漂白業

これを専業するのはケンペン郡 5, グラートバハ郡 6, 計11経営であるが、ケンペン郡のそれはすべて麻布漂白業である。トルコ赤染業と同じく、この業種も「事情」には記載されていないので経営形態も不明である。

#### (13) 靴下編業

第8表に示すように5経営を数えるが、「事情」では2経営だけが挙げられ、このうち「住民録」と記載が一致するのは1経営だけである。素材としては綿と羊毛が使用されたことが確かめられるが、経営形態について詳細は不明である。

#### (14) 帽子製造業

これに従事するものは10経営あるが、使用素材は不明である。また「事情」にはこの業種は記載されていず、経営形態についても不明である。

#### (15) 機械・器具製造業

これに含ませうるのは、第9表に示すように17経営を数える。このうちあきらかに繊維工業に関連するのは、梳綿(毛)機(Kratze)製造 3, 箆(Riethmaschine)製造 2, 撚糸機(Zwirnmaschine)製造 1, 計6経営である。このほかにこの業種に含ませうのものとして、錠前師(Schlosser) 8人, 機械工(Mechanikus) 3人を挙げることができよう。錠前師が繊維機械生産に関与することが

第8表 靴下編業者名簿

A

B

Kempen

- 1 *Jak. Menden*, Strumpffabrik
- 2 *Mich. Sassenfeld*, Strumpffabrik

Breyell

- 3 *Gerh. Bensberg*, Strumpffabrik und Ellenwaarenhandel *Gerhard Bensberg*, Baumwollstrumpfwerei (14-14)

Bedburdyck

- 4 *Math. Reutorf*, Strumpffabrik [Garzweiler]

Neuß

- 5 *Pet. Hartmann*, Wollenstrumpffabrik *I Strumpfwerei* (4-4, Baumwollene Strümpfe)

第9表 機械・器具製造業者名簿

A

B

Kempen

- 1 *Bertr. Marx*, Kratzenfabrik [*Gottfried Hoffmanns*, Kratzenfabrik (60—\*), Wachsbleicherei (4—\*)]
- 2 *Jak. Hünneken*, Schlosser und Eisenwaarenhändler

Süchteln

- 3 *Herm. Thomas Hessen*, Schlosser und Eisenwaarenhändler

Dülken

- 4 *Pet. Math. Holtz*, Gemeinderath, Schlosser, Handel in Oefen u. Eisenw.

Gladbach

- 5 *Friedr. Wilh. Wienands*, Riethmacher u. Winkelier in Spezereiw.

Vierssen

- 6 *Franz Heinr. Togotzen*, Schlosserei und Eisenwaarenhandel

7 *Joh. Peter Hax*, Mechanikus

### Odenkirchen

8 *Witwe Haak*, Schlosserei und Eisenwaarenhandel

### Rheydt

9 *Friedr. Schrey*, Eisenwaarenhändler und Zwirnmaschinenmacher

### Grevenbroich

10 *Heinr. Großkrumbach*, Schlosser und Verfertiger vorzüglich guter Riethmaschinen

11 *Dietr. Uhlhorn*, Kratzenfabrik (Associe: Chrn. Uhlhorn, Gemeinderath; Gerh. Uhlhorn)

12 *Dietr. Uhlhorn*, Mechanikus, Erfinder und Verfertiger der Münzpräge- und anderer Maschinen

13 *Joh. Ant. Wahlen*, Schlosser und Eisenhändler

### Neuß

14 *Jos. Brings*, Schlosserei und Eisenhandel

15 *Gottfr. Lehnemann*, Kratzenfabrik

16 *Heinr. Ant. Nix*, Mechanikus

### Glehn

17 *Franz Bausch*, Schreiner und Instrumentenmacher

1 *Kratzen-(Streichen-)Fabrik* (36 Erwachsene+190 Kinder—23 Maschinen)

1 *Maschinenbauwerkstätte* (8—\*)

1 *Kratzenfabrik* (12—\*)

ありえた点については、Grevenbroich の *Heinr. Großkrumbach* の例によって示されている。

「事情」の記載をみると、Kempen 1, Grevenbroich 2, Neuß 1, 計4経営が挙げられているだけである。このうち Kempen については、経営数は同じだが、経営者名は異り、「事情」の *Gottfried Hoffmanns* は「住民録」では *Gemeinderath, Wachsbleiche* と記載されているのみである。この Hoffmanns 経営における梳綿機製造と蠟漂白との技術的関連は不明である。とまれ Kempen では60人、Neuß では12人を雇用しており、労働力の集中は想定されるが、生産工程の詳細も不明である以上、経営形態についての判断は保留せざるをえない。

ところでこの業種でもっとも重要なのは、Grevenbroich の *Uhlhorn* 経営であろう。これは鋳貨機製造を行うとともに繊維工業関係の機械・器具生産にも当り、ライン地方におけるこの分野でのもっとも重要な供給者であった<sup>16)</sup>。「事情」の解説によると、*Kratzenfabrik* の生産物として〔年産〕約 40000 *Fuß* の *Bandkratze*, 羊毛, 綿, 麻, 屑麻紡績用の *Blatt 1000* (25000 *Rthlr*) を挙げ、さらに、雇用される 190 人の児童のうち50人のみが経営主の作業場で就業し、他は自分の家で作業を行うとして、集中作業場の周囲に外業部を持つ複合的経営形態であったことが示されている。なお比較的規模が小さい *Maschinenbauwerkstätte* については、2年来鋳貨機の注文が途絶えたため、他の製品を注文生産していると注記され、これは「住民録」の *Dietr. Uhlhorn* の営業内容と対応している。

#### (16) 石鹼製造業

この業種に属するのは8経営あるが、「事情」では3経営が挙げられているだけである。この3経営に11名が就業しており、なお小規模経営に留まっていた。

この業種で留意されるべき点は、第一に7経営のうち4経営が精油業もしく

16) *Dch. Uhlhorn* は1920年代にいたるまで梳綿機製造を続け、ニーダーライン繊維工業の発展に大なる役割を果たした。Otto Albert Bormann, *Diedrich Uhlhorn*, In: *Rheinisch-Westfälische Wirtschaftsbiographien* Bd. I, Münster 1932, S. 191.

は油販売業を兼営しており、石鹼製造と精油業との関連が示されていること、第二に **Lenssen=Peuchen** が綿紡績業のほかに染色業と石鹼製造業とを兼営しており、石鹼製造業と繊維工業との結合を示す実例が与えられていることであろう。

なお繊維工業の仕上工程に関連する膠製造業は、**Rheydt** の **Adam Wienands** の名のみ挙げられ、これに対して「事情」では、グラーツバハ郡に2経営（就業者3名）が挙げられているだけである。

また製糊業では、**Neuß** の **Pet. Jos. Schram** の名だけが挙げられ、「事情」では同じく **Neuß** に **1 Stärkefabrik** とのみ挙げられている。これは9名を雇用しており、協業化の進展が認められる。

#### (17) 織物取引業・小売業

以上、製造業について一通り見てきたが、これから流通部門の各業種について見ていくことにする。ただし「事情」では流通部門についての記載は欠如しているので、経営規模について検討するための手がかりは与えられていない。

ところで、この部門でまず挙げられるべきは織物取引業・小売業であり、経営数としては第1表に示されるようにもっとも多い。このうち **Winkelier** は小売業者であることは明きらかであるが、**Handlung (Handel)** が必ずしも小売業（者）を排除するとは限らない。しかし第1表で示されたように、織物業中心地ケンペン・グラーツバハ両郡では **Handlung** がはるかに多く、グレーベンブローホ郡ではほぼ同数であり、ノイス郡にはいると **Winkeler** の方が圧倒的に多くなることを考えると、**Handlung** という用語は主として卸売・仲買商、輸出商、とりわけ産地仲買問屋を指す語として使われたとみて間違いないように思われる。

またその取扱商品が **Ellenwaaren**<sup>17)</sup>、**Stuhlwaaren**<sup>18)</sup> それに **Manufaktur-**

17) Von Albert Franz Jöcher bearbeitet, *Die Handelsschule Real=Encyklopädie der Handelswissenschaften*, Quedlinburg und Leipzig, Bd. I. 1833, Bd. II. 1834, Bd. III. 1835 はその網羅的かつ実務的内容から、同時代の商業を中心とする経済事情の実態を伝えてくれる点で、きわめて貴重な資料である。その解説によると「Ellenwaaren=oder Schnittwaaren=

waren<sup>19)</sup> と呼ばれるものであったこと以外は「住民録」では判らないが、当時のグラートバハ綿織物の大宗がいわゆるズボン地であったことはグラートバハ商業会議所の報告からすでに確かめられており、<sup>20)</sup> ズボン地を中心とする<sup>21)</sup> 服地が、このように多数の販売業者の手でどこの集散地に向い、どのような地域のどのような階層の主たる消費対象になったか、ということが追跡されるべきであろう。

#### (18) 糸取引業・小売業<sup>22)</sup>

これに従事するのは7経営を数えるが、グラートバハ郡の4経営はすべて綿糸取引商で、その取扱品目は輸入イギリス綿糸であったと考えられる。

#### (19) 小間物取引業・小売業<sup>23)</sup>

これに従事するのは15経営を数える。この業種で注意すべき点は、大部分の

Handlungen は次の各種に分けられる： a) *Tuch=und Wollwaren=Handlung* 毛織服地 (Tuch), 半毛織服地 (Halbtuch), カシミヤ (Casimir), モルトン (Molton), 毛織上衣用生地 (Coating), フランネル, 毛布その他, b) *Baumwollenwaren=Handlung* 更紗, ギンガム (Gingham), ピケ (Piqué) その他, 綿糸等 (Ellenwaren に糸も含まれることに注意), c) *Seidenwaren=Handlungen* 絹子 (Atlas), レバンティン (Levantin), タセット (Tas-set) その他の絹織物, 絹綿糸, 絹縫糸, を大量に販売すること, d) *Schnitt=Handlungen* 上に挙げた品目をすべて, あるいは多少にかかわらずその一部分を, また半絹, 半毛, 半綿製品, リボン, 布帛類 (Tücher), 紡糸, 撚糸, 紐, 絹縫糸等を販売すること」をいう。Bd. II. S. 219. 以下, 同書の引用の際には, 「商業学校」もしくは「*Handelsschule*」と略記する。

- 18) *Stuhlwaren* とは, 織り上げたままの未加工織布をさす。Brockhaus *Enzyklopädie* Bd. 18 Wiesbaden 1973 の「*Stuhlware*」の項参照。
- 19) *Manufactur=und Fabrikwaren=Handlungen* には, さらに加工することができるようなすべての織布, たとえば毛織服地, 更紗, 絹服地, 亜麻服地が含まれる。また, ただちに使用に供せられるもの, たとえば鉄一, 鋼一その他の金属製品, また靴下, 綿帽子, 手袋等が含まれる」*Handelsschule*, Bd. II. S. 221. 「
- 20) 「ズボン地生産には, 現在当郡の全経営のまづ % が従事しているだろう」*Jahresbericht der Handelskammer des Kreises M. Gladbach pro 1838*.
- 21) 注15)を参照。
- 22) 「*Garnhandlungen* では未漂白および漂白亜麻糸, あるいは紡糸 (Twist), 絹糸といった綿糸, あるいは染糸の三種のそれぞれ一品目あるいは全品目が手持ち商品である。たいていは, 多くの織物業経営が集まっている地域に見出される」*Handelsschule*, Bd. II. S. 219.
- 23) *Kurze Waaren* とは「寸法を測ることもできなければ重量を計ることもできないような製品, たとえば婦人用小間物, 衣類, さらに帽子, 頭巾, 靴下, 手袋, 手巾, 造花? (Blumen), 扇その他のさまざまな製品」を意味した。*Handelsschule*, Bd. I. S. 152.
- 24) 「*Specereihandlungen* はドイツ北部では *Materialhandlungen* と呼ばれる。その品目は, コーヒー, 砂糖, ココア, サゴ, 米, 干しぶどう, 種なし干しぶどう (Korinthe), 巴旦杏等々,

第10表 引業者名簿

- Unterniedergeburth  
 1 *Georg Stinnes*, Holz- und Kohlenhandel  
 Neersen  
 (*Lor. Lenders*, Halbesiden-, Baumwollenwaaren- und Kohlenhandel)  
 Rheydt  
 2 *Korn. Schippers*, Kohlenhandel  
 Neuß  
 3 *Th. Berenbaum*, Steinkohlenhandel  
 4 *Karl Blank*, Steinkohlenhandel  
 5 *Gebr. Dahlhausen*, Steinkohlenhandel und Lichtenfabrik  
 6 *Joh. Edelbluth*, Steinkohlenhandel  
 7 *Pet. Hecker*, Steinkohlenhandel
- 8 *Joh. Wülh. Loosen Erben*, Oehl- und Schleifsteinhandel  
 9 *Math. Mertens*, Steinkohlenhandel  
 10 *Wülh. Morsches*, Steinkohlen- und Spezereiwaarenhandel  
 11 *Witwe Schwidzen*, Steinkohlenhandel  
 12 *Lorenz Seupp*, Steinkohlenhandel  
 13 *Wülh. Math. Therkatz*, Speidition, Spezereiwaaren- und Steinkohlenhandel  
 Buderich  
 14 *Karl Clasen*, Kohlenhandel  
 Grimlinghausen  
 15 *Witwe Joh. Otto Meese*, Frucht- und Steinkohlenhandel

経営が薬味類 (Spezereiwaaren)<sup>24)</sup> の販売も兼営していることである。

(20) 原材料取引業・小売業

これに含められるのは、とくに Kolonialwaarenhandel<sup>25)</sup>, Materialwaarenhandel, Farbwaarenhandel と呼ばれるものであるが、その数は 46 経営と多数に上る。この業種の取扱品目は必ずしも繊維工業に関係するとは限らないが、とりわけ重要な点は、染料材取引・小売に従事するものが 8 経営にも上ること、これは染色・捺染業従事者が多数に上ることに対応していたといえよう。

(21) 石炭取引業

すでにみたように、蒸気機関は今なお散発的かつ小規模であるとはいえず、この地域に導入されつつあった。

各種香料, タバコ, 喫ぎタバコ, 染料その他の染料, 油, 魚油 (Th'van) 等」*Handelsschule*, Bd. II, S. 217. 染料材も一品目として含まれる以上、これも繊維関連商業のうちに数えるべきであるかもしれない。

25) 「Colonialwaaren 取引にはすべての Specereien, コーヒー, 砂糖, 米, 医薬品, 原綿, その他の海外産の原料 (rohe Produkte) が含まれる。ただしヨーロッパ人の移住地 (Niederlassungen) から直接あるいは間接に われわれの世界にもたらされるような鉱産物は のぞく」*Handelsschule*, Bd. II, S. 221.

当然これに燃料を供給する石炭販売商人が登場していなければならない。この業種に属するのは第10表に示すように15経営を数える<sup>26)</sup>が、そのうち11経営までが Neuß に集中していることが注目される。4郡の中でもっとも東寄りに、つまりライン河に直接面していた Neuß に石炭取引商が集中していたことは、ライン河右岸域の炭鉱業地帯から左岸域に石炭が供給される際に、この都市が一つの集散地としての役割を果たしていたことを示唆する。

この場合、取扱商品たる石炭が家庭燃料用であったか、工業燃料用であったかは確かめられないが、少なくともここに記載される石炭業者の営業が Handlung とされていることは、小売業を行うとしても大口需要家への供給に重点を置いていたことを示唆し、またライン河を挟む炭田地帯と繊維工業地帯との中間点に石炭取扱業者が集中していたこと自体が、ライン地方内部で展開される商品流通の重要な一品目として、石炭が登場しはじめていたことを窺わせるに足る<sup>27)</sup>。その意味で、11業者のうちの一人 Wilh. Math. Therkatz が石炭取引と同時に運送業 (Spedition) も兼業して、石炭が専門の運送業者の手によって輸送されだしたことが例示されているのは注目される。

## (22) 運 送 業

これを営業するのは第11表にみるように24経営であるが、とりわけケンペン郡の16経営について運送区間が記載されているのは貴重である。これで見ると、薬味類販売、食料品販売、飲食店経営などを兼業している例が多い。輸送地としてケルン・ボン・コブレンツの順で頻度が高く、一般にライン河沿岸諸都市が多い。オランダ国境近くに拠点を置く荷馬車運送業の活動範囲が、東方向はエルパーフェルトまで、南方向はコブレンツまでというのは、当時の陸上輸送手段の生産力の限界とともに、とりわけ国境地帯で産出する農水産物の市場の範囲を示しているともいえよう。

26) このうち単に Kohlenhandel と記載されている4経営については、石炭 (Steinkohle) を指すのか、木炭 (Holzkohle) を指すのかは不明である。

27) ただし「商業学校」によると石炭販売業はまだ独立の一業種として確立してはいなかったようである。

第11表 運送業者名簿

Breyell

- 1 *Pet. Bolten*, Spezereiwaarenhandel und Fuhrwerk zwischen Randerath, Geilenkirchen und Heinsberg
- 2 *Rud. Bleichertz*, Spezereiwaarenhandel und Fuhrwerk zwischen Elberfeld
- 3 *Franz Dammer*, Handel in Spezereiwaaren, Viktualien, Butter, Käse, Frucht, Flachs und Saamen, auch Fuhrwerk zwischen Bonn, Andernach und Ahrweiler
- 4 *Korn Dammer*, Spezereiwaarenhandlung und Fuhrwerk zwischen Bonn und Koblenz
- 5 *Heinr. Bernh. Hauser*, Branntweinbrenner, Bierbrauer, Schenkwrith und Fuhrmann zwischen Düren
- 6 *Hrn. Hoffmans*, Handel mit Butter, Käse, Fische und Saamen, auch Fuhrmann zwischen Köln
- 7 *Joh. Heinr. Siemons*, Branntweinbrennerei, Bierbrauerei, Schenkwrithschaft und Fuhrwerk zwischen Julich
- 8 *Wilh. Heinr. Siemons*, Handel mit Käse, Fische, Butter, Flachs und Seife, auch Fuhrwerk zwischen Bonn und Andernach
- 9 *Andr. Specker*, Fuhrwerk zwischen Köln
- 10 *Joh. Terstappen*, Oekonomie, Butterhandel und Fuhrwerk zwischen Köln
- 11 *Tilm. Terstappen*, Handel mit Butter, Käse, Fische, Flachs und Kleesaamen, auch Fuhrwerk zwischen Köln, Bonn und Koblenz
- 12 *Joh. Heinr. Thosondern*, Handel mit Butter, Käse, Fische, Flachs, Frucht, Saamen und Viktualien,

auch Fuhrwerk zwischen Bonn, Koblenz, Mayen und Andernach

- 13 *Witwe, Math. Thosondern*, Oekonomie, Branntweinbrennerei, Bierbrauerei, Schenkwsch. und Fuhrwerk zwischen Koblenz

Lobberich

- 14 *Mich. Terkatz*, Handel mit Oehl und Butter, auch Fuhrwerk zwischen Düsseldorf
- 15 *Wilh. Janssen*, Leinwandhandel und Fuhrwerk zwischen Köln

Kaldenkirchen

- 16 *Kauwertz & Comp.*, Spedition

Gladbach

- 17 *Gebr. Küppers*, Spedition und Fuhrwerk
- 18 *Mich. Schüren*, Fuhrmann

Obergeburth

- 19 *Joh. Zoeren*, Spediteur und Fuhrmann

Oberniedergeburth

- 20 *Eng. Heinr. Becker*, Spedition, Fuhrwerk und Wirtschaft

- 21 *Pet. Hagmann*, Spediteur und Fuhrwerk

Unterniedergeburth

- 22 *Friedr. Neuenhover*, Spediteur, Wirth und Fuhrmann

Neuß

- 23 *Ant. Franken*, Spediteur und Gastwrith

- 24 *Arn. Marx*, Schiffer

(*Wilh. Math. Therkatz*, Spedition, Spezereiwaaren- und Steinkohlenhandel)

第12表 部門別作業場用語例

	綿織業	綿織業	綿麻織業	綿織業	麻織業	毛織業	綿紡績業	羊紡績毛業	麻撚糸業	染捺色染・業	ト赤染コ業	漂白業
Fabrik (ant)	57	22	15	7	2	9	1	(2)	5			
Mühle						(2)						
Spinnerei							12	3				
Färber(ei)										49	6	
Drucker(ei)										(16)		
Bleicher(ei)												19
Mechanikus												
Schlosser												
Macher												
Verfertiger												
Sieder(ei)												
Seiler												

この業種について残る問題は、ケンペン郡14経営のうち1例をのぞいてすべてが Fuhrwerk (Fuhrmann) とされていること、および Gladbach の Gebr. Küppers, Spedition und Fuhrwerk の例にみられるように、Spedition (Spediteur) と Fuhrwerk (Fuhrmann) とが区別されていることである。Fuhrwerk が単なる荷馬車運送業を指すのに対し、Spedition は一つの事務所を持ち、中継機能を果たすこともあったようである<sup>28)</sup>。

28) Kaldenkirchen の Kauerwertz & Comp. はこの郡では例外的に Spedition と記載されているが、また例外的に会社形態をとっていてもいる。このことは Spedition がより大きな資本を必要とすることを示している。なお「商業学校」によると「商品是一个の地点から他の地点へ3つの方法で運送手段 (Fahrzeug) により輸送される：すなわち、船、荷馬車 (Frachtfuhrwerk)、郵便馬車 (Post) で。……Frachtfuhrwerk は大量の商品の運送のために特に製作された荷馬車 (Frachtwagen) であり、また積荷用に備え入れられた貨馬車 (Lohnfuhrwerk) のことである」*Handelsschule*, Bd. II, S. 232. これに対して Speditionsgeschäft とは「商業の独自の領域を形成し、ある程度までは Commissionshandel の一部門とみなされる。その本来の内容は次の点によって Commissionshandel と区別される。すなわち Speditionshandel を営む者は、他の業者の責任で一定の手数料をとって商品を買いつけ、その業者あてに運送するのではなく、すでに買いつけられた商品を第三者から委託され、それを送り先に運送するのである」*Handelsschule*, Bd. II, S. 296.

29) 「商業学校」ではこの業種は次のように説明される。「商人は自己の危険負担で、取引先に業

(23) 委託商業<sup>29)</sup>

靴下編業	帽製造業	機械器具業	石製造業	膠製造業	製糊業	仕立業	製綱業	製傘業	織ボン業
5	7	3	2	1	1			1	1
	3	3				1			
		8							
		2	6				2		

最後にこの業種を取上げよう。これはブッパターナルと較べると非常に少なく<sup>30)</sup>、わずかに7経営を数えるにすぎない。この業種で問題として残るのは、委託商品の運送をどのようにして処理したのかということであり、運送業者との関連、あるいは事実上の運送業

兼営は十分に考えられるところである。事実、ブッパターナルでは兼業例が7例も見出されたのであった。しかしニーダーラインでは、Rheydt の Win. Wienands, Gemeinderath, Kommissionair und Postexpediteur の例で両業種の結合が示唆されているだけである。

III

以上、繊維工業に関係する各業種について、「住民録」の記載内容に検討を加えてきたが、ここでその結果を序論で提起した論点に関わらせてみたい。

経営形態については、織物業においては当時なお問屋制家内工業の形態をと

務を行うよう委託することがありうる。たとえば、かれが取引先に送る商品を販売すること。理由は、この商品がかれの経営の所在地あるいはその附近では販路を見出せないか、あるいは取引先の所在地よりも販路が狭いからか、商品を仕向先に自ら直接販売するよりも外国の取引先を通して販売させた方がより合理的であり、またより安全であると判断するから。さらに商品を買付けすること。あるいはかれが取引先に送り付けた商品をさらに送り出すこと等。このような委託の執行を引き受ける者は Commissionair と呼ばれ、委託 Commission あるいは Ordre を行う者は Committent と呼ばれる」*Handelsschule*, Bd. I. S. 35.

30) 筆者稿、前掲「ブッパターナルの商人」17ページ。

っていたことはほぼ確かめられた。しかし他面では、紡績業を中心として機械化もしくは協業化が進行していたことも認められるところであった。もちろんこの両過程はただちに結合しうるものではない。したがって機械化も協業化を欠かざり必ずしも工場化を促進するものではないが、それにもかかわらず、ニューダーライン綿工業の総体が、新しい経営組織として工場形態を析出しはじめたことはもはや疑いを入れない。問題は、そうした工場化の進展が認められる一方では、われわれの使用した資料に現れたかぎり、それに一見関係なく Fabrik 概念が一般性を持ちはじめているかにみえることである。だから、ここであらためて Fabrik の用語法が吟味されなければならない。

第12表は、Fabrik およびそれに類する用語が、どの業種=工程にどの程度使われているかをまとめてみたものである。これから次の点が指摘できよう。

- ① 織布部門では、その素材に関係なく Fabrik が使われている。Weberei は例外的である。
- ② しかし織物業の生産物は Fabrikwaren ではなく、Manufakturwaren と呼ばれる。逆に Manufaktur は製品表示に際してのみ用いられている。
- ③ 紡績業にはおしなべて Spinnerei が用いられ、Garnfabrik なる語は例外的であるが、羊毛業において Flanell 生産と結合した Sayett 生産に対しては Fabrik が用いられる。
- ④ 麻撚糸業には Zwirnerei ではなく、Fabrik が用いられる。
- ⑤ Fabrik は織物業、半梳毛糸紡績業、麻撚糸業のほか、帽子製造業、靴下編業、機械製造業、石鹼製造業等にきわめて広く用いられている。
- ⑥ 漂白・染色・捺染業では、綿紡績業の場合と同じく、業種=工程名が同時に作業場も表現している。
- ⑦ 製氈業だけには Mühle が用いられる。

以上の諸点からただちに導き出されることは、Fabrik がもはや特殊な業種や工程を示すものとしてではなく、個々の商品生産の作業内容の技術的特殊性から抽象された生産一般の場=組織を意味するものとして使われはじめてい

ということである。これに対して *Spinnerei*, *Färberei* 等は生産の場であると同時に、工程であり、また業種でもあり、加工対象の使用価値的特性によって規定される生産過程の技術的具体性と不可分に結びついている。たしかに *Druckerei* は捺染業のみならず印刷業に、*Bleicherei* は織布漂白業のみならず蠟漂白業に、*Siederei* は石鹼製造業とともに膠製造業に、*Brauerei* は麦酒醸造業のみならず製酢業にそれぞれ用いられる。しかしこれらは *Fabrik* と違ってあくまで特殊な技術的過程に由来する用語であり、したがって異なった製品の生産過程に対して共通に使用されるとしても、それは異種の製品がたまたまその生産に際して特殊な工程を共有するということを表現するにすぎない。したがってその応用範囲はおのずから限られている。これに対し、*Fabrik* がたとえば綿織業と同時に煙草製造業に用いられる場合、それは工程の何らかの技術的共通性を示すのではもはやない。生産内容は意味から脱け落ち、生産の場一般としての抽象性が前面に押し出されてきている。*Fabrik* 概念がかかるものとして熟しはじめていたことは、ここで確認しておいてもよいであろう。とすると、生産の場一般としての *Fabrik* はその意味を何を媒介にして獲得したのかが問われねばならない。そしてこの間に答えるためには、その *Fabrik* が織物業には用いられ、紡績業には用いられないということの意味を問うことから始めるべきであろう。すなわち、一般的にはなお家内工業段階に留まっていたと考えられる織物業には *Fabrik* が用いられ、比較的工場化が進展していたはずの紡績業には *Fabrik* が用いられないという、その対照の奇妙さにこそまず焦点が合わせられなければならないということである。

ここで、当時の *Fabrik* の用語法を別の史料によってみてみよう。すでにしばしば引用した「商業学校」は、その第1巻の刊行年が「住民録」のそれと一致し、しかも既述のようにその内容が学術的というよりは徹底して実務的性格を持つために、かえって当時の業界用語の慣用をするためには、恰好の資料とすることができる。その「商業学校」によると、

「*Fabrik*, *Fabrique* 1) 商品が一般に生産され、仕上げられ、あるいは加工され

る場所、作業場 (Werkstätte) 2) 通例は、種類のいかんを問わず、商品が大量に生産される大規模経営 (Unternehmung im Großen) を Fabrik と呼ぶ 3) とりわけ Fabrik は鉱物から製品が、しかも火と鎚によって加工され、仕上げられる作業場 (Anstalt) を意味する。Gewerk とも。Manufaktur の対語<sup>31)</sup>

この解説によれば、Fabrik は 1. 生産空間、2. 生産組織、の両者を意味し、前者の場合さらに、商品生産の場一般、と金属加工場=鍛冶場とを意味する。

これに対し、Manufaktur の項でいう：

「Manufaktur 商品が手作業労働者 (Handarbeiter) によって、あるいは、そのような労働者の手で動かされる機械によって製造され仕上げられる作業場をいう。

Manufaktur=Waaren, Manufaktur-Erzeugnisse, Manufacturen 一般にその製造の際に機械の装置と結びついた労働者の手がすべてを行い、そのため素材が徹底的に変形されるような (wobei sich also Stoffe ganz leidend verhalten) 商品と生産物とをいう。一般にはその製造と生産の際に、鎚も火も使わない製品を意味する。Handarbeiten とも」<sup>32)</sup>

これによると Manufaktur は 1. 機械の利用のいかんを問わず労働者の手作業がものをいう作業場 2. 非金属製品、この二様の意味を持つ。

以上の定義によると、Fabrik, Manufaktur は共通項としてともに商品生産の場を意味しえ、その限りでは両者の区別は厳密ではない。生産空間としての両者が区別される限りでは、Fabrik は金属加工場、Manufaktur は非金属製品加工場 (事実上は主として繊維製品加工場) を指すことになる。いずれにせよ、多数の労働者が同一作業場に同時に就業するという労働力編成の特殊な形態は、概念構成の基準としては採用されていないことに留意されるべきである。Fabrik にはせいぜい大量生産という無概念的ともいえる量的条件は与えられてはいるものの、Manufaktur にいたってはそれすら脱け落ちている。このことから Fabrik と Manufaktur は発生史的には2系列の用語であることが想定

31) *Handelschule*, Bd. I. S. 135-136.

32) *Ebenda*, S. 156.

されるのであり、前者は金属工業を、後者は繊維工業を母胎としてと考  
えることができる<sup>33)</sup>。とすると問題はさらに屈折し、繊維工業から発生した  
Manufaktur が「住民録」では生産物表示の際にしか用いられず、金属工業か  
ら発生した Fabrik が生産過程に対して用いられるのは何故なのか、あるいは、  
両者ともにその発生時には特定の産業部門の技術的特性にそれぞれ結合してい  
たはずであるにもかかわらず、Fabrikの方が生産空間＝生産組織一般としての  
普遍的意義をより強く持つにいたったかにみえるのは何故であるか、という  
形で問い直されるべきであろう。

答はさしあたり否定的な形でしかなされえない。すなわち、Manufaktur の  
場合は手作業の側面が強調されるため、機械が手労働的熟練に代わった時点に  
おいても、手の延長としての作業機の生産過程における機能の具体性から関心  
をそらすことがかえって困難であったであろう。逆に、Manufaktur が製品概  
念でもありうることは、その意義において使用価値的側面が優先することの当  
然の結果でもであろう。これに反し、Fabrik は「火の使用」＝加熱装置の意義  
が前面に出てくるため、これに逆比例して手作業の意義が後退し、比較的容易  
に「大量生産」という抽象的・量的規定性を獲得しやすく、したがって大規模  
経営の意味もより明確に持つことができたからであろう。

それでは、もともと動力発生装置の規定が強調されることによって、加工対  
象の具体性からもっとも解放されていたはずの、それゆえもっとも一般的な作  
業場概念であったはずの Mühle が、この時代には一般性において Fabrik に  
ゆずるようになったのは何故か、という問題はなお残る。この点を考えるため  
にも、家内工業に留まっている織物業に何故 Fabrik が用いられたのかがあら

33) J. Kermann, *a. a. O.*, S. 78-79 の Manufaktur と Fabrik との語源的説明をも参照。ケ  
ルマンによると Fabrik (ラテン語名 fabricia) は元来鍛冶場を意味したが、18世紀末頃には  
この語の意味内容が広がったため、それ以来、それまでは Manufaktur と呼ばれてきた施設に対  
してとりわけ使用されるようになったという。しかし18世紀の末に何故 Fabrik が Manufaktur  
にとってかわったのかは問われていない。なお南ドイツにおいても、この時代に Manufaktur  
と Fabrik とが別の産業部門における経営形態を指す用語でもあったことを邦語文献としては  
じめて指摘したのは、松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究』昭和42年、岩波書店(はしがき VI  
ページ)であろう。

ためて問い直されなければなるまい。

問屋制に留まるかぎり、Fabrik は家内工業に従事する分散した個々の生産現場を示すものではなく、といて経営主の店舗、倉庫、仕上発送作業場のみを示すものでもない。この経営形態では生産の場と流通の場とは分離しているのであって、したがって Fabrik は単なる生産空間には留まりえず、生産と流通という異種空間の一つの特殊な結合形態を指すものにふくれあがらざるをえない。ところが Mühle は、もともと作業場の立地を固定化させやすい自然的力発生装置と結びついた概念であったため、一義的に生産の場そのものを意味せざるをえず、かえって経営形態概念には成熟しえなかったであろう。

ともあれ、この時代「大量生産」という基準のもとに Fabrik が経営形態概念としてますます一般性を獲得しつつあったことが指摘されるのだが、機械化や協業化が経営形態把握の積極的基準とならず、単に「大量生産」という現象が基準になりえたのは何故なのか、そして紡績業もまた大量生産の段階に達していたにもかかわらず、これには Fabrik が用いられずに、家内工業段階に留まっていた織物業において大量生産が問題となったのは何故なのか、という形で問はさらにつきつめられよう。

この問に答えるためには、結局のところ流通の局面を入れてこざるをえまい。大量生産も個々の家内織工の仕事場においてではなく、その生産物が問屋商人のもとに集中することによってはじめて大量生産としての意味を経営主に対して持ちうるのであるが、販売されるべき商品の大量性、すなわち販売活動の大規模化とそれに伴う困難の増大によって、大量生産はさらに特殊な意味を持ちえたということができよう。つまり大量販売から大量生産が把えかえされているのであり、それゆえ Fabrik とは、市場活動に営業の重点をおく問屋商人の意識によって把えられた生産概念であったといえるであろう。いいかえれば、大量生産が工場化の進展によってもっとも合理的に基礎づけられていたはずの紡績業に Fabrik が適用されないことは、紡績業者が自己の経営形態を Fabrik としては理解していないということであり、その限りでは、紡績業は「大量生

産」を行っていないのである。ということは、紡績業と織物業との市場構造の相異が経営形態の把え方そのものに影響を及ぼしていたということにほかならない。だから、われわれは両業種の販路をあらためて検討しなければならない。

#### IV

いまやわれわれの関心は製品販路に絞られた。するとただちに綿織物の移・輸出に多数の商人が従事していたことが思い起されよう。そしてこの業種にも確実に資本の集中が進んでいたことは、会社形態<sup>34)</sup>を部門ごとにまとめた第13表によっても示されよう。

それではまず、ニーダーライン綿織物は主としてどこに売りこまれたのか。この点についてはすでに分析をしたところであり<sup>35)</sup>、その結果を要約すれば、内部市場向けにはズボン地を中心とした作業服地がとりわけライン河右岸域の鉱工業地帯に、また総生産のほぼ $\frac{1}{4}$ はオランダ・ベルギーに輸出されていた<sup>36)</sup>。ここであらためて確認しておきたいことは、ドイツでは綿織業は遅くも1830年代には輸出工業であったということである。ニーダーライン綿織業もその例にもれない。

これに対し、紡績業の市場はもっぱら地元の織物業に限られていたことは、紡績業が織物業を兼営するか、綿織業者と個人的関係を結んでいたことから十分推定できるところである。「事情」ではグラートバハ郡長は「(グラートバハの)紡績業はグレーベンプローホのそれと合わせて約 10000 Ctr. の糸を生産

34) 会社形態をとるか否かは商号(Firma)から逆推するほかはない。「合名会社(Namentliche Handelsgesellschaft)の名称あるいは商号は、全社員の氏名か、大部分の場合そうであるが、ただ1人あるいは2人の氏名と他の社員の総称“und Compagnie”あるいは“und Consorten”を含む」*Handelsschule*, Bd. I. S. 36.

35) 筆者稿『M. Gladbach 商業会議所年次報告』分析(1838-1861)——ラインのマンチェスターは、何をどこから買い、何をどこへ売ったか——』『土地制度史学』第47号、1970年4月、所収。

36) 同上論文、45ページ。なおオランダ市場には「15年ほど前[1833年頃]には年間10~12000 Ctr.の綿製品が当地から供給されていた」*Jahresbericht d. HK Kr. Gladbach pro 1848*。「事情」によると1836年調査時点でのグラートバハ郡半綿・綿織物生産量は18000 Ctr.であった(*Zustand*, S. 59)から、商業会議所の挙げた数値は過大ではないかと思われる。しかしオランダ市場がグラートバハ綿工業にとって死活的意味を持っていたことは十分理解される。

第13表 商号別会社数

	綿織業	綿・絹織業	綿・麻織業	絹織業	毛織業	綿紡績業	羊毛紡績業	麻撚糸業	染色業	仕立業	機械器具製造業	織物取引業	織物小売業	糸取引業	原材料取引業	石炭取引業	運送業
A & B	9	4	3	3	1	2	1	1	3			3			1		
A & Comp.	1	1	1			1						1					1
A, B & Comp.	1	1															
A & Sohn(e)	4						1					1		1			
A Söhne	1																
A Erben		1		1				1		1		1	1			1	
Gebr. A	2	1	2			2			2			1					1
a & b A	2																
A	1										1						
計	21	8	6	4	1	5	2	2	5	1	1	7	1	1	1	1	2

注 A & B, (例) Braß & Hardegen  
 A & Comp., (例) Dilthey & Comp.  
 A, B & Comp., (例) A. Troost, Kaulen & Comp.  
 A & Sohn(e), (例) Math. Furmanns & Söhne, Joh. Pferdemenzes & Sohn  
 A Söhne, (例) Joh. Heinr. Peltzer Söhne  
 A Erben, (例) Witwe J. J. Platzhoffs Erben  
 Gebr. A, (例) Gebr. Goeters  
 a & b A, (例) Gust. & Ludw. Cramer  
 A, (例) Dietr. Uhlhorn

し、それゆえ織物業の需要の過半を満している」<sup>37)</sup>と注記して、当地産の紡糸が地元の織物業によって消費されていたことを裏づけている。紡績業と織物業とは地域的に結合し、その限りで紡績業は地元の織物業にとっての準備工程に留まるほかはなかった。イギリスでは紡績業も織物業と並んで輸出工業になりえたが、ドイツ綿紡績業は輸出工業たりえなかった。輸出工業たる織物業は外国市場における絶えざる販路開拓のための努力を必要としたが、地元市場に依存する紡績業にその必要はなかった<sup>38)</sup>。たとえ紡績業において工場化がもっとも早く進展したとしても、その市場構造のゆえに Fabrik という一般的概念が適用されにくかった、と考えることができるのではないか。

このようにみえてくると、Fabrik 概念のうちにニードーライン綿工業の市場構造が反映していたとみることができよう。市場構造から Fabrik 概念を構成する慣用はこの後も続き、ドイツにおいて Fabrik 概念に生産過程が基準として導入されるのは、はるかに下って19世紀も後半にはいつてからである。だから Fabrik 概念が工場概念と異なることをもって、ただちに工場制度の未成立を導き出すこともできない、ということにもなる。

むしろ留意されるべきは、新しい市場構造を媒介にしながら、Fabrik なる生産空間一般を指し示す概念が成立しはじめていたこと、そして Fabrik のかかる用語法に、「輸出しなければならぬ」というドイツ資本主義の宿命が、ここライン地方の同時代人の意識にもすでに明瞭にのぼっていたことが表現されていること――それはそれで新しい時代の到来を告知するもの、とはいえないか。

37) *Zustand*, S. 61.

38) 従来、ドイツ綿工業確立の指標として、イギリス綿糸に内部市場をおさえられた紡績業の市場奪回の努力の成否が問題にされてきたが、長期的にはむしろ、輸出工業たる織物業の販路開拓の努力の成否にこそ関心が向けられるべきであろう。